

令和7年4月8日

個人インターネットバンキングご契約者さま

高松信用金庫

### 個人インターネットバンキング長期未利用にかかる資金移動の停止について

平素はお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

個人インターネットバンキングサービスによる不正送金被害の未然防止を目的として、下記の通り1年以上未利用のご契約者さまについて、「しんきんインターネットバンキングご利用規定」の約旨に基づき、資金移動取引を停止させていただきます。

ご利用再開を希望される場合は、翌年の3月末（初年度は令和8年3月31日）までにお取引店にて再度ご利用限度額設定のお申込み手続きをお願いします。

また、毎年3月末を基準日（初年度は令和8年3月31日）として、2年以上ログイン履歴がなく、かつご利用再開のお申し出がない場合は、ご利用契約を解約させていただきますので、予めご了承ください。

対象のご契約者さまにおかれましては、ご理解のほどよろしく申し上げます。

#### 記

#### 1. 資金移動停止対象のご契約者さま

毎年3月末を基準日（初年度は令和7年3月31日）として、1年以上未利用（ログイン履歴がない）のご契約者さま

<ご利用規定の抜粋>

第16条 解約等

3. サービスの利用停止

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

(2) お客様が当金庫との取引約정에違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

#### 2. 資金移動停止により利用できないサービス

- ・当金庫本支店及び他金融機関宛振込
- ・税金・各種料金の払込み

※資金移動を伴わない残高照会や入出金明細照会等のサービスは引き続きご利用になれます。

#### 3. 資金移動停止時期

毎年4月に順次実施させていただきます。

以 上